

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院における
定期健康診断等業務委託契約候補者選定にかかるプロポーザル募集要領

1. 趣旨

この要領は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当法人」という）における定期健康診断等の委託業者を価格のみだけでなく、企画力や実績なども勘案して公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 件名

定期健康診断等業務委託契約

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 実施場所

当法人が指定する場所

(4) 業務内容

「仕様書」のとおり

(5) 概算経費

期間中総額 48,135,060円（税込）

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3. 参加資格

次の条件を全て満たす事業者であること

(1) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号以下「規程」という。）第8条の規定に該当しない者であること。

(2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。

ウ 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 一時期（概ね1か月程度）に受診者数500人以上の健康診断及びストレスチェックを、岐阜県及び愛知県内の官公庁又は企業において受託した実績を有していること。
- (7) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、技術能力等を含む）を有していること。

4. 必要手続き

(1) 事務局

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

総務課 福利厚生担当（担当：棚村）

〒507-8522 多治見市前畑町5丁目161番地

TEL (0572) 22-5311（内2321） FAX (0572) 25-1246

メール tanamura-takahiro@tajimi-hospital.jp

(2) 募集要領等の交付

本募集要領、提出書類の様式等は、次のとおり交付する。

- ・ 交付期間 令和5年9月20日（水）～ 9月29日（金）
- ・ 交付方法 （地独）岐阜県立多治見病院ホームページからダウンロードする。

(3) 現地見学会について

プロポーザル参加申し込み予定事業者を対象に、現地見学会を次のとおり実施する。

- ・ 申込期間 令和5年9月20日（水）～ 9月29日（金）
- ・ 見学会日時 令和5年10月2日（月）午後2時30分から
- ・ 申込方法 令和5年9月29日（金）午後5時までに電子メールで行うこと。件名は「定期健康診断等業務委託現地見学会申込について」と明記のうえ、電子メールで送付すること。本文には、会社名、担当者名を記載し、上記（1）メールアドレス宛てに申し込みを行う。

(4) プロポーザル参加の申し込み

本件プロポーザル方式に参加し、提案書を提出しようとする者は、参加申込書（様式第1号）及び業務実績等調査票（様式第2号）を各1部提出すること。

- ・ 受付期間 令和5年10月10日（火）～10月17日（火）
- ・ 提出書類 参加申込書（様式第1号）、業務実績等調査票（様式第2号）
- ・ 提出先 上記（1）に同じ
- ・ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。
ただし、持参の場合は、土・日を除く各日午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合を含め、期限内必着とする。

(5) 質問について

質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式第3号）により提出すること。

①質問の受付

- ・受付期限 令和5年10月20日（金）
- ・提出先 上記（1）に同じ
- ・提出方法 電子メールで行うこと。件名は「定期健康診断等業務委託質問書の送付について」と明記のうえ、送付すること。
- ・備考 電子メール以外の電話等での質問には応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせをする。

②質問の回答

令和5年10月27日（金）までに全参加者に電子メールにより回答する。また、回答が前記期限より遅延することが生じた場合は、同様に電子メールで連絡する。なお、質問の回答は本募集要領の追加又は修正とみなす。

（6）提案書類等の提出

プロポーザル参加者は、提案書類等を作成し、提出すること。

① 提出書類

区分	項目等	様式
ア) 提案書	(表紙)	様式第4号
イ) 会社概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称 ・設立年月日 ・営業拠点数 ・資本金 ・業務内容 ・代表者名 ・本社所在地 ・従業員数 ・沿革 	様式第5号
ウ) 業務提案A 「健診結果の正確性・利便性」	<p>次の点についてどのように実現させていくかを具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施体制（集団健診をスムーズに行うための人の配置や取り組みなど） ・職員研修 ・精度管理 ・業務の電子化 等々 	様式第6号
エ) 業務提案B 「安全性」	<p>次の点についてどのように実現させていくかを具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・個人情報管理について 等々 	様式第7号
オ) 業務提案C (自由提案)	指定したテーマ以外で、独自の事業や特色について提案があれば行うこと。	様式第8号
カ) 見積書	令和6年度から8年度までの委託料	様式第9号-1 様式第9号-2

※提出書類作成上の注意事項

- ・「提案書」は、様式第4号～9号を使用し、様式第4号を表紙に、A4版縦左綴じ、表紙を含めて15ページ以内とし、番号順に並べ、ページ番号を付すること。
- ・文章を補完するためのイラスト、イメージ図、写真の挿入は可とする。

- ・各書類のコピー等が容易なよう、糊づけ等を行わず、フラットファイル等に綴るなど、書類が容易に分割できる体裁をとること。
- ・指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- ・参加申込書の提出がない場合は、提案書及び見積書を提出できない。

②提出部数

7部

③提出期限

令和5年11月6日（月）午後5時まで

④提出先

4（1）に同じ

⑤提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土・日を除く各日午前9時から午後5時までとする。郵送の場合を含め、期限内必着とする。

5. 審査及び契約候補者の選定

(1) 選定方法

審査により、最優秀提案者として、採用する1社を選定する。

審査は、「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定期健康診断等業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員が、提案書等をもとに行います。

(2) 結果の通知

審査結果は、令和5年11月中旬頃までに参加者すべてに通知する。

なお、選考の理由、経過、結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

6. 契約の締結等

(1) 定期健康診断等業務委託の契約については、最優秀提案者と締結する。

(2) 最優秀提案者が辞退又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、書面審査で順位付けをした順に契約交渉する。なお、契約を辞退したことにより、以後の当院における業務提案募集や競争入札において不利益な扱いを受けないものとする。

7. その他留意事項

(1) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。

(2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。

(3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出期限以降における提出書類の撤回、差し替え及び再提出は認めない。

(5) 当法人は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。